



福岡医発第3169号(地)
平成27年 2月25日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成26年度補正予算における医政局所管事業(平成27年度有床診療所等
スプリンクラー等施設整備費補助)に係る事業計画書の提出について

先般より、平成26年度補正予算における医政局所管事業についてご連絡しておりますが、今般、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に関する事業計画書の提出について福岡県保健医療介護部医療指導課より、別紙のとおり通知がありました。

提出期限につきましては、平成27年2月12日付け福岡医発第3046号(地)にて、都道府県から厚生労働省への提出期限が平成27年3月25日(水)とされた旨ご連絡いたしました。が、医療機関等から福岡県への提出期限は3月16日(月)とされました。

また、本件につきましては、昨年10月に平成27年度の事業計画書を提出された医療機関に対し、①前回事業計画書提出後の10月16日に消防法施行令が改正され、スプリンクラーの設置基準が見直されたこと、②補助基準額に変更があったこと、③工事費が変動し、見積額に変更が生じている可能性があることなどから、改めて提出を求められておりますことにご留意ください。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、県内有床診療所、病院及び入所施設を有する助産所に対しては、同課より直接通知されますことを申し添えます。

26医指第4230号
平成27年2月24日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡支部
一般社団法人福岡県助産師会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

平成27年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助
に係る事業計画書の提出について

本県保健医療行政の推進については、日頃から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記について、県内の有床診療所（歯科含む）、病院及び入所施設を有する助産所に対
して、別紙のとおり通知しておりますこととお知らせします。

(公印省略)

26医指第4230号

平成27年2月24日

有床診療所管理者 }
病院管理者 } 殿
入所施設を有する助産所管理者 }

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成27年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助
に係る事業計画書の提出について

日頃より、本県の保健医療行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、別添のとおり厚生労働省から、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に係る補助金交付要綱が発出されました。つきましては、平成27年度に係る補助金の交付を希望される場合は下記のとおり事業計画書等を御提出していただきますようお願いいたします。
また、補助を希望されない場合、一切の書類提出は不要です。

記

1 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

2 交付対象・事業内容

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第33号)等により新たに以下に掲げる整備を実施する義務の生じた施設(※)、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、以下の事業を行う場合。(※)詳細は、貴院を管轄する消防本部にお問い合わせください

- (1) スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

3 補助の内容

別紙「補助事業計画上の留意点」等を御覧ください。

4 提出期限

平成27年3月16日(月) ※当日消印有効

5 提出書類

※A4判を全て2部(1部正(コピー不可)、1部副(コピー可))

- (1) 連絡先登録票 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 参考資料

① 整備図面(対象面積が読み取れるもの。)

② 見積書等(対象経費の実支出予定額の根拠となるもの(工事内訳書含む)。)

- (4) 事業の説明 (様式3)

6 提出先(FAX不可)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

電話番号(092)643-3274

(公印省略)

26医指第4230号

平成27年2月24日

有床診療所管理者 }
病院管理者 } 殿
入所施設を有する助産所管理者 }

福岡県保健医療介護部医療指導課長

平成27年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助
に係る事業計画書の提出について

日頃より、本県の保健医療行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

貴殿においては、平成27年度の事業計画書を昨年10月に御提出いただいたところですが、①前
回事業計画書提出後の10月16日に消防法施行令が改正され、スプリンクラーの設置基準が見直
されたこと、②補助基準額に変更があったこと、③工事費が変動し、見積額に変更が生じている可
能性があることなどから、補助を希望される場合は、あらためて下記5の書類について提出をお願い
いたします。また、補助を希望されない場合、一切の書類提出は不要です。

記

1 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

2 交付対象・事業内容

平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第33
3号)等により新たに以下に掲げる整備を実施する義務が生じた施設(※)、若しくは設置す
る義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、以下の事業を行
う場合。(※)詳細は、貴院を管轄する消防本部にお問い合わせください

- (1) スプリンクラー施設整備(パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

3 平成26年度補助との変更点

基準額が変更されています。詳細は、別紙「補助事業計画上の留意点」等を御覧ください。

4 提出期限

平成27年3月16日(月) ※当日消印有効

5 提出書類 ※A4判を全て2部(1部正(コピー不可)、1部副(コピー可))

- (1) 連絡先登録票 (様式1)
- (2) 事業計画書 (様式2)
- (3) 参考資料

① 整備図面(対象面積が読み取れるもの。)

② 見積書等(対象経費の実支出予定額の根拠となるもの(工事内訳書含む)。)

- (4) 事業の説明 (様式3)

※見積書や整備図面等について、業者等に確認された結果、前回御提出いただいたものと同
一の場合であっても、お手数ですがあらためて御提出ください。

6 提出先(FAX不可)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

電話番号(092)643-3274

有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助関係
連絡先登録票

(記入年月日:平成 年 月 日)

郵便番号		
住所		
施設名		
事務担当者	部署名	
	役職名	
	氏名	
T E L	市外局番()	—
F A X	市外局番()	—
E-mail		

「事務担当者」欄は、今回の補助金の提出書類に係る事務の担当者(問い合わせの窓口となる方)を記入してください。

ス プ リ ン ク ラ ー 等 施 設 整 備 事 業 計 画 書

計画年度	年度
------	----

施設の種別(○をつける)		
有床診療所	病院	有床歯科診療所 助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開設者)	所在地

1. 整備事業計画概要

整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 平成 年 月 日	竣工 平成 年 月 日

2. スプリンクラー施設の整備 ※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 ※小数点第1位四捨五入	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつ ては入所施設 のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全 体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	m ²	円	床	人	m ²	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A															
B															
C															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円
B 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円
C 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備 ※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては 入所施設のベッ ド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患 者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	m ²	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備												
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	0 円	1,030,000 円	0 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

事業の説明

施 設 名		
補助事業名 福岡県有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業		
1 改正された消防法施行令(H28.4. 1施行)によるスプリンクラー設置義務(見込みで可)有無(棟ごと)		
棟 名	設置義務(見込みで可)	今回申請有無
()	有 ・ 無	有 ・ 無
()	有 ・ 無	有 ・ 無
()	有 ・ 無	有 ・ 無
()	有 ・ 無	有 ・ 無
()	有 ・ 無	有 ・ 無
※管轄の消防本部等に御確認ください。		
2 必要性・緊急性		
3 資金の確保		

＜記載の仕方＞

(1) 2については、事業の必要性・緊急性について、貴院の状況等を踏まえ具体的に記載してください。

＜記載例＞

- ・「当院は、入院患者が常時〇〇人程度いるが、スプリンクラーが設置されていない状況である。周辺は住宅密集施設であり、万が一火災が起きた場合に、被害が拡大する可能性もあり、少しでも早く火を消し止める必要があるため、防火体制を早急に整備したい。」
- ・「当院は、改正された消防法施行令により、今後義務化が予定されている。については、防火体制を早急に整備したい」等

(2) 3については、事業実施に際し、資金をどのように確保するか等について具体的に記載してください。

※補助金額の入金日は、多くの手続きを必要とするため、事業完了の時期に関わらず、事業年度の終了日に近い日になる可能性があることに御留意ください。

＜記載例＞

- ・「総事業費〇〇〇円のうち、〇〇円は補助金でまかない、××円は自己資金を充てる。補助金を受け取るまでの間、▲▲円は、銀行より借入を行う予定」等

文章の量等は問いませんので自由に記載してください。

厚生省発医第137号
昭和54年7月27日
最終改正厚生労働省発医政0209第5号
平成27年2月9日

医療施設等施設整備費補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療施設等施設整備費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、へき地医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、次に掲げる事業（都道府県又は市町村が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第5条第1項に基づく実施方針を定めて実施する同法第2条第4項に定める選定事業について、同法第2条第5項に定める選定事業者が整備した施設を都道府県又は市町村が買収する事業を含む。）を交付の対象とする。

(1) へき地診療所施設整備事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業等について」（以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。）に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地診療所（国民健康保険直営診療所を含む。（以下同じ。））及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業

イ 次に掲げる者が行うへき地診療所及びその医師住宅等の新築、買収、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に係る施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等（地方独立行政法人、特別区及び地方公共団体の組合を含む。

以下同じ。） (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

イ 市町村等が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(3) へき地保健指導所施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業

イ 市町村等が行うへき地保健指導所の指導部門及びその保健師住宅の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

平成6年6月23日健政発第495号厚生省健康政策局長通知「研修医のための研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院、私立歯科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う研修棟の施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知「臨床研修病院研修施設整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う臨床研修病院の施設整備事業

(6) へき地医療拠点病院施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づいて実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業

イ 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修病院研修医環境整備事業の実施について」に基づき、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う医師臨床研修病院研修医環境整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(9) 産科医療機関施設整備事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う産科医療機関施設整備事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(10) 死亡時画像診断システム施設整備事業

平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知「死亡時画像診断システム等整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う死亡時画像診断システム施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(11) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の実施について」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

イ 次に掲げる者が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)医療法人 (ウ)社会福祉法人

(エ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(12) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づき実施する次の事業とする。

ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

イ 次に掲げる者が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業に対して都道府県が補助する事業

(ア)市町村等 (イ)日本赤十字社 (ウ)社会福祉法人恩賜財団済生会

(エ)全国厚生農業協同組合連合会 (オ)社会福祉法人北海道社会事業協会

(カ)その他厚生労働大臣が適当と認める者

(13) 院内感染対策施設整備事業

平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知「院内感染対策事業の実施について」に基づき、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び有床診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした有床診療所の開設者（都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）が行う院内感染対策施設整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(交付の対象外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(7)により算出された額とする。

ただし、施設ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(1) ア 都道府県が行うへき地診療所の施設整備事業

(2) ア 都道府県が行う過疎地域等特定診療所の施設整備事業

(3) ア 都道府県が行うへき地保健指導所の施設整備事業

(4) 研修医のための研修施設整備事業

(5) 臨床研修病院施設整備事業

- (6) ア 都道府県が行うへき地医療拠点病院の施設整備事業
- (8) ア 都道府県が行う離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) ア 都道府県が行う産科医療機関施設整備事業
- (10) ア 都道府県が行う死亡時画像診断システム施設整備事業
- (12) ア 都道府県が行う南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (6) イ 都道府県が補助するへき地医療拠点病院の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(3) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業

- (8) イ 都道府県が補助する離島等患者宿泊施設施設整備事業

- (9) イ 都道府県が補助する産科医療機関施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

- (1) イ 都道府県が補助するへき地診療所の施設整備事業

- (3) イ 都道府県が補助するへき地保健指導所の施設整備事業

- (10) イ 都道府県が補助する死亡時画像診断システム施設整備事業

- (12) イ 都道府県が補助する南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業

- (13) 院内感染対策施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と、都道

府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(5) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(2) イ 都道府県が補助する過疎地域等特定診療所の施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(6) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) ア 都道府県が行う有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(7) 3 交付の対象事業のうち次に掲げる事業

(11) イ 都道府県が補助する有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基 準 額	3 対 象 経 費	4 補助率	5 下限額
へき地 診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 ア 無床の場合 160㎡ イ 有床の場合 (ア)5床以下 240㎡ (イ)6床以上 760㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	へき地診療所として必要な次の各部門の新築、増改築（老朽度が著しいため、診療行為に支障を来たしているものに限る。）及び改修（既存のへき地診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師住宅 (3) 看護師住宅	2 分の 1	1か所につき 1,000千円
	ヘリポート 1 か所当たり 64,395千円	ヘリポート整備に必要な工事費又は工事請負費		—
過疎地域等特定診療所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額の合計額とする。 基準面積 (1) 診療部門 160㎡ (2) 医師住宅 80㎡ (3) 看護師住宅 80㎡	過疎地域等特定診療所として必要な次の各部門の新築、増改築及び改修（既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。）に要する工事費又は工事請負費 (1) 診療所 （診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師居室、玄関、廊下等） (2) 医師又は歯科医師住宅 (3) 看護師住宅	2 分の 1	1か所につき 2,500千円 （ただし、改修の場合については、 1,000千円）
へき地 保健指導所	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 指導部門と住宅部門	へき地保健指導所として必要な次の各部門の新築に要する工事費又は工事請負費 (1) 指導部門 （問診室、診察室、事務室、	3 分の 1 （ただし 沖縄県に あつては 2 分の 1）	1か所につき 1,666千円 （ただし、沖縄県に あつては、 2,500千円）

	との併設の場合 120㎡ (2) 指導部門のみの場合 70㎡ (3) 住宅部門のみの場合 50㎡	面談指導室、図書室、計測室、検査室、集団指導室、待合室) (2) 住宅部門 (保健師住宅)		
研修医のための研修施設	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 研修医数×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) (2) 増改築の場合 新築の場合に準じて算出した面積 (ただし、既存面積と増改築面積との合計面積は、新築の場合に準じて算出した面積を超えることはできない。)	研修棟として必要な次の各部門の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 講義室、討議室、図書・視聴覚部門（視聴覚室、図書閲覧室、コピーサービス室）、仮眠室、管理部門（管理室、更衣室、廊下、便所等）、倉庫等	2分の1	1か所につき 1,000千円
臨床研修病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 500㎡	臨床研修医に対する研修環境の充実を図るため外来診療棟の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 ただし、研修課程に基づき臨床研修を実施している診療部門及び診療科とする。 (1) 外来診療部門 (内科、精神科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科及び放射線科の診察室) (2) 救急診療部門 (診察室、処置室)	2分の1	1か所につき 1,000千円

		(3) 総合診療部門 (総合外来診察室) (4) 在宅医療部門 (在宅医療指導管理室) (5) 病歴管理室等		
へき地医療拠点病院	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 診療部門 1,000㎡ (2) 医師住宅 1戸当たり 80㎡ (ただし2戸を限度とする。)	へき地医療拠点病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 (1) 検査、放射線、手術部門 (検査室、照射室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、廊下、便所、附属設備等) (2) 病棟 (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備等) (3) 医師住宅	2分の1	1か所につき 2,500千円
医師臨床研修病院研修医環境整備	次に掲げる基準面積に別表に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 研修医数×20㎡	臨床研修医の研修環境、生活環境の充実を図るために必要な宿舍の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 (バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む。)	3分の1	—
離島等患者宿泊施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に247千円を乗じた額とする。 基準面積 室数×40㎡ (ただし、8室を上限とし、かつ、改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額とする。)	離島等患者宿泊施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	3分の1	—

産科医療 機関施設 整備事業	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 (1) 診療部門 30㎡ (2) 宿泊施設 室数×40㎡ (ただし2室を限度と する。)	産科医療機関として必要な 次の各部門の新築、増改築及 び改修に要する工事費又は工 事請負費 (1) 診療部門 (分娩室、病室等) (2) 宿泊施設	3分の1	1か所につき 666千円
死亡時画 像診断シ ステム施 設整備	次に掲げる基準面積に 別表に定める単価を乗じ た額とする。 基準面積 60㎡	死亡時画像診断の実施に必 要な施設の新築、増改築及び 改修に要する工事費又は工事 請負費	2分の1	—
有床診療 所等スプ リンクラ ー等施設 整備事業	当該施設の対象面積に 次に掲げる基準単価を乗 じた額とする。 対象面積1㎡当たり 基準単価 17.5千円	スプリンクラー（パッケー ジ型自動消火設備を含む）整 備のために必要な工事費又は 工事請負費	定額	—
	自動火災報知設備を新 設する場合 1施設当たり 1,030千円	自動火災報知設備整備のた めに必要な工事費又は工事請 負費		
	火災通報装置を新設す る場合 1施設当たり 310千円	火災通報装置整備のために 必要な工事費又は工事請負費		
南海トラ フ地震に 係る津波 避難対策 緊急事業	へき地医療拠点病院 229,200千円	へき地医療拠点病院の新築 に要する工事費又は工事請負 費及び既存建物の除去費	2分の1	—
	へき地診療所 13,139千円	へき地診療所の新築に要す る工事費又は工事請負費及び 既存建物の除去費		
院内感染 対策施設 整備事業	1室当たり10,948千円 とし、空調設備(空気清浄 度クラス1万以上)を整備	医療機関の感染者のための 個室整備に必要な工事費又は 工事請負費	3分の1	—

	する場合は24,917千円を 加算する。		
--	-------------------------	--	--

- (注) 1 過去に同一事業について補助を受け、現に使用しているときは、基準面積（基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。）から当該補助の際の基準面積を差し引いた面積を基準面積とする。
- 2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

(交付決定の下限)

- 6 3の事業について、5により施設ごとに算出された額が、5の表の第5欄に定める下限額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所（ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

イ 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。）

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業

の中止又は廃止の承認承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

（８）国庫補助申請予定額（複数の補助事業の申請を予定している場合には、その合計額）が１億円以上の施設整備を行う場合には、原則として５社以上の競争入札を行わなければならない。

（９）補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

（１０）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第６号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（１１）都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

（１２）都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（１）から（１０）に掲げる条件（この場合において、（１）から（３）、（５）及び（１０）中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、（４）中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、（１０）中「第６号様式」とあるのは「第７号様式」と読み替えるものとする。）を付さなければならない。

（１３）（１２）により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

（１４）間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付のあった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（１５）補助事業者が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１８年法律第５０号）第４２条第２項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第８号様

式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後１０日を経過した日又は翌年度７月１０日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

- (16) この補助金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

- ８ この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

- （１） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成２７年２月２３日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

- （２） （１）以外の場合

補助事業者は、第２号様式による申請書に関係書類を添えて、別途定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成２７年２月２３日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

- ９ この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、８に定める申請手続に従い、毎年度１月２０日までに行うものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成２７年３月９日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 10 この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- （１） 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第２６条第２項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、８の（１）のア若しくは９による申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として２月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

(2)(1) 以外の場合、厚生労働大臣は、8の(2)若しくは9による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

11 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(遂行状況報告)

12 この補助金の事業遂行状況の報告については、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これをとりまとめのうえ、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2)(1) 以外の場合

補助事業者は、第3号様式による毎年度12月末日現在の状況報告書に係る書類を添えて、翌月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

ただし、有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業及び院内感染対策施設整備事業については、平成27年3月9日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(実績報告)

13 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 補助事業者は、第4号様式による報告書に係る書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの報告書を受領したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合

補助事業者は、第4号様式による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(7の(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、第5号様式による年度終了実績報告書を、この補助金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月10日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 14 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 15 特別の事情により、5、8、9、12及び13に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

施設の名 称	種目等	構 造 別	地 域 区 分			
			A	B	C	D
へき地診療所	一般区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木 造	147,700	147,700	147,700	147,700
過疎地域等 特定診療所	一般区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木 造	147,700	147,700	147,700	147,700
研修医のための 研修施設		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
		木 造	205,500	195,800	185,900	176,100
へき地保健指導所	一般区	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
	離島豪雪地区	鉄筋コンクリート	147,700	147,700	147,700	147,700
		ブロック	129,000	129,000	129,000	129,000
		木 造	147,700	147,700	147,700	147,700
臨床研修病院		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
へき地医療 拠点病院	病棟	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
	診療棟	鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100
		ブロック	179,700	171,200	162,600	154,000
	医師住宅	鉄筋コンクリート	138,000	138,000	138,000	138,000
		ブロック	120,100	120,100	120,100	120,100
		木 造	138,000	138,000	138,000	138,000
医師臨床研修病院 研修医環境整備		鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900
		ブロック	179,200	170,700	162,000	153,600
		木 造	205,200	195,500	185,600	175,900
産科医療機関	診療部門	鉄筋コンクリート	184,000	175,100	166,300	157,600
		ブロック	160,500	152,800	145,100	137,500
		木 造	184,000	175,100	166,300	157,600
	宿泊	鉄筋コンクリート	205,200	195,500	185,600	175,900

	施 設	ブ ロ ッ ク	179,200	170,700	162,000	153,600
		木 造	205,200	195,500	185,600	175,900
死 亡 時 画 像 診 断 シ ス テ ム 施 設 整 備		鉄筋コンクリート	205,500	195,800	185,900	176,100

- (注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における補助金算出の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下まわるときは、当該建築単価を基準単価とする。
- 2 既存建物を買収する場合の買収費の単価及び費用については、別途厚生労働大臣に協議して承認を得た額とする。
- 3 離島、豪雪地区とは、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項、豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第１項、奄美群島振興開発特別措置法（昭和２９年法律第１８９号）第１条、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第２条及び沖縄振興特別措置法（平成１４年法律第１４号）第３条第３号の規定に基づく指定地域に該当する地域とする。
- 4 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、 富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、 茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、 岐阜県、静岡県、三重県、京都府、 大阪府、奈良県、鳥取県、 広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、 和歌山県、島根県、岡山県、山口県、 香川県、高知県、佐賀県、長崎県、 宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県

別添

有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱

	医政発 0307 第 3 号
	平成 26 年 3 月 7 日
一部改正	医政発 0204 第 2 号
	平成 27 年 2 月 4 日

1 目的

スプリンクラー等防火対策整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない施設においては、設置率が極めて低い。本事業は、スプリンクラー等が設置されていない有床診療所等に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

(ア) 都道府県 (イ) 市町村等 (ウ) 医療法人 (エ) 社会福祉法人 (オ) その他厚生労働大臣が適当と認める者

3 補助対象施設

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

5 交付対象

平成 26 年 10 月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) 等により新たに 4 に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4 に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

補助事業計画上の留意点（よくお読みください）

1 交付額の算出方法について（様式2を作成することで算出されます）

次の表の第1欄に定める基準額と、第2欄に定める対象経費の実支出額を棟ごと（自動火災報知設備整備及び火災通報装置整備の場合は施設ごと）に比較して、少ない方の額を交付額とします。

1 基準額	2 対象経費
《スプリンクラーを新設する場合》 当該施設（棟）の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とする。 対象面積1㎡当たり基準単価17,500円	スプリンクラー（パッケージ型自動消火設備を含む）整備のために必要な工事費又は工事請負費
《自動火災報知設備を新設する場合》 1施設当たり1,030千円	自動火災報知設備整備のために必要な工事費又は工事請負費
《火災通報装置を新設する場合》 1施設当たり310千円	火災通報装置整備のために必要な工事費又は工事請負費

（例）延床面積1,500㎡の有床診療所が、スプリンクラーを1,000㎡整備する場合、工事の見積額により、以下のように交付額が決定されます。

ア）工事見積額（税込）が18,000千円の場合

「基準額 17,500千円（17,500円×1,000㎡）＜ 工事見積額 18,000千円」
→工事見積額が基準額を上回っているため、交付額は基準額 17,500千円となり
工事見積額との差 500千円（18,000千円-17,500千円）は、自己負担となります。

イ）工事見積額（税込）が10,000千円の場合

「基準額 17,500千円（17,500円×1,000㎡）＞ 工事見積額 1,000千円」
→工事見積額が基準額を下回っているため、交付額は、工事見積額の 1,000千円
となり、工事は補助の範囲内で行えることになります。

・補助対象面積について

補助対象である棟のうち、実際にスプリンクラーを設置する部分の面積（※）のこと。

※医療施設として機能しうる部分を対象とする。病棟の中にあるナースステーションや受付、事務室等に設置する場合は補助対象面積になるが、医療施設として機能しない部分（例：住居部分等）については含めない。

※渡り廊下で病院と、通所リハ等の施設とがつながっていて、消防法上一体の建物とみなせる場合、この通所リハ等の施設は、病院や診療所として届出を出している場合であれば補助の対象となる。介護保険施設や家屋などとして届出をしている場合には含めない。

※手術室や人工透析室などについて、スプリンクラー設置を免除することが可能であるが、代わりに補助散水栓を整備することが求められる。補助散水栓を設置する場合には、当該手術室などの面積をスプリンクラー整備面積として含んでも良い。

2 事業計画の提出について

(1) 全般的な留意点

- ・事業計画の提出は、補助金の交付を確約するものではありません。
県や国による事業計画の不採択、補助事業の廃止等により、補助金等の交付がされない場合があります。なお、補助金交付先となる事業者には、県より内示の通知があります。事業計画提出後のスケジュール（内示時期等）が厚生労働省から提示された場合は、県ホームページに掲載いたしますので、事業計画書を提出された事業者は、ホームページを逐次確認するようにしてください。
（平成26年度は、事業計画書の県への御提出から、内示の通知を受けるまでに約3か月～8か月所要しました。）
- ・平成28年度以降の補助の有無については、現時点で未定です。
- ・平成27年度末（平成28年3月31日）までに工事を竣工させることが条件です。
なお、工事の着工は、内示を受けて以降行うものです。内示前に着工した場合は、補助の対象にはなりません。
- ・補助対象事業は、新設するものが対象であり、更新・修繕は対象にはなりません。
- ・連動していない既設の自動火災報知設備と既設の火災通報装置とを、連動させるために行う工事費は、補助の対象にはなりません。
- ・事業計画を作成する際は、所轄の消防本部と協議する等により、平成26年10月に改正内容が公布された消防法施行令をよく踏まえたうえで作成してください。また、正当な理由なく安易な取り下げ等を行わないよう、十分な協議を経た上で提出してください。
- ・補助金の支給の条件として「消防検査済証」の提出は必要とはしません。（ただし、スプリンクラー等を設置する際は、消防法令に準拠した設置方法とすることが望ましい。）
- ・事業計画の提出後は、原則、計画の変更（事業費・図面等の変更）はできません。ただし、建築基準法等の法的な要請により変更が認められることもあるので、そのような場合は、県の担当者に御連絡ください。（県補助金担当者への連絡が遅い場合には、必要な変更も認められない場合があります。）
- ・補助事業により取得し、又は効果の増加した不動産及びその従物については、所定の期間が経過するまでは、国の承認を受けずに当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し貸付、又は担保に供してはならないことになっています。
なお、処分制限期間前に補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供する場合は、原則として補助金の返還が生じます。
スプリンクラーについての処分制限期間の目安は8年となっていますので、御留意ください。
- ・開設者が他者より施設を賃貸して診療所または病院及び助産所の運営を行っている場合でも補助金の申請は可能ですが、スプリンクラー等の補助対象設備は、建物所有者の所有とはせず補助事業者の所有とすることが条件となります。ただし、補助を受けて得た財産の処分を行う際には返還等の手続きが必要になるので、建物の所有者とは十分に話し合いを行うことが必要です。

(2) 提出における留意点

- ・事業計画及び添付資料は全て2部ずつ提出してください。
また提出された書類は返却いたしません。
- ・提出書類は、できるだけA4判として提出してください。
- ・整備図面は、開設許可事項の変更許可申請書等に添付する図面と一致させてください。
- ・整備図面は、「スプリンクラー整備面積に該当する部分を色線で囲む」等により、スプリンクラー整備面積部分が判別できるようにしてください。
また、図面上にも整備面積を記入してください。
※様式2事業計画書に記載された整備面積を、図面上でも照合できるように。
- ・見積書は2社以上から取得し、少なくとも2社の見積書を提出してください。

- ・複数棟の補助を申請される場合、見積書は、施設でまとめず「棟毎」に取得してください。
(棟毎の工事金額が記載された別々の見積書を取得)
- ・事業計画に添付する見積書は概算見積でも結構ですが、費用の内訳がわかるような内訳書は必ず添付してください。

3 平成26年度補助との主な違い

基準額が変更されています。

事業の種類	今回の基準額	(前回の基準額)
スプリンクラー	対象面積 1㎡当たり 17,500円	(対象面積 1㎡当たり 17,000円)
自動火災報知設備	1施設当たり 1,030千円	(1施設当たり 1,000千円)
火災通報装置	1施設当たり 310千円	(1施設当たり 300千円)

4 内示後の留意事項等

- ・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後、少なくとも5年間は保存してください。
- ・内示を受けた後、補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続きに準拠しなければなりません。
(入札の手続きや結果に関して県への報告は必要ありませんが、会計検査院等の検査に備えて、実績や関係書類の整理は必要です。)

本補助事業の各種資料等については、県ホームページに掲載しております。

申請される際は、別添の記入上の注意等も参考にいただき、御不明な点は担当者にお問い合わせください。

提出書類の準備ができた事業者より、早目の提出に御協力をお願いします。

なお、事業計画を御提出される際等で直接県庁へお越しの場合は、事前に担当者に日時のアポイントを取得のうえ、お越しいただきますようお願い申し上げます。

<補助金情報掲載先 URL>

www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/boukataisei-27keikaku.html

「福岡県」→「健康・福祉」→「医療」→「医療提供体制」→

「平成27年度福岡県有床診療所等スプリンクラー等施設整備費補助金について」

<事務連絡先>

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

(担当：佐藤真作)

TEL 092-643-3274 (直通)

FAX 092-643-3277

《記入上の注意》ス プ リ ン ク ラ ー 等 施 設 整 備 事 業 計 画 書

計画年度	27年度
------	------

施設の種別（○をつける）（※①）		
<u>有床診療所</u> 病院	有床歯科診療所	助産所（入所施設を有する）
施 設 名	団 体 名（ 開 設 者 ）	所 在 地
〇〇診療所	厚 労 太 郎	東京都千代田区111ー1

記入上の注意（2枚目に説明）

※記入上の説明書ですので、申請用紙ではありません。

1. 整備事業計画概要

整 備 事 業 期 間（※②）	スプリンクラー等施設整備事業期間		
	着 工 平 成	年 月 日	竣工 平成 28 年 10 月 1 日
	内示後着工		着工後約2か月後に竣工

2. スプリンクラー施設の整備

※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載（行が不足する場合には適宜行を追加すること）

施設名 （棟名）	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積（※③） ※小数点第1位四捨 五入	対象経費の 実支出（予定） 額（※④）	病床数 （助産所にあつて は入所施設のベッ ド数）（※⑤）	収容人員 （※⑥）	延べ床面積 （施設（棟）全 体）（※⑦）	主な診療科	一日平均入院 患者数（※⑧） （直近の報告）	夜間の職員 実配置人数 （※⑨）	棟の建築構造 （※⑩）	内装の仕上げ （※⑪）	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数（※⑫）	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	m ²	円	床	人	m ²	〇〇科	人／日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回／年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A 〇〇診療所	1	200	5,000,000	10	40	280	内科	50	0	1	1	1	1	1	2
B															
C															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名（棟名）の申請額を各々記載すること（行が不足する場合には適宜追加すること）

スプリンクラー設置実支出（予定）額 （A）（※⑬）	対象整備面積（B） ※小数点第1位四捨五入	基準単価 （C）	補助基準額 （D）＝（B）×（C）	補助申請額 （A）・（D）少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 5,000,000 円	200 m ²	17,500円/m ²	3,500,000 円	3,500,000 円
B 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円
C 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備

※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 （助産所にあつては 入所施設のベッ ド数）	収容人員	延べ床面積 （施設（棟）全体）	主な診療科	一日平均入院患 者数 （直近の報告）	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	m ²	〇〇科	人／日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回／年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備	※上記と同様											
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出（予定）額 （A）（※⑭）	基準額 （B）	補助申請額 （A）・（B）少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	900,000 円	1,030,000 円	900,000 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

（注）対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書（工事内訳書含む）をあわせて提出すること
また補助区分（スプリンクラー（棟ごと）・自動火災報知設備・火災通報装置）ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること

様式2(記入上の注意)－2

様式2(スプリンクラー等施設整備事業計画書)記入上の注意

様式2を記入いただく際は、本内容と別添Q&Aを参考にしながら記載してください。以下①②等の項目は、「様式2(記入上の注意)－1」に記載しています。

- ① 有床診療所・病院・有床歯科診療所・助産所のなかで貴院に該当するものを「○」で囲んでください。印鑑捺印は不要です。
- ② 本事業は、内示を受ける前に着工することはできません。
 - ・着工欄には、「内示後着工」と記載してください。
 - ・竣工欄には、業者と検討したうえで、「着工後○か月で竣工予定」と記載してください。分からなければ「平成28年3月31日」と記載してください。
- ③ 補助対象である棟のうちスプリンクラーを設置する部分の面積です。病棟がある棟であれば、棟の中にあるナースステーション、受付等及び事務室も対象面積に含めることが可能ですが、医療施設として機能しう部分以外の部分(例えば住宅部分等)については含めません。小数点第1位を四捨五入のうえ、整数で記載してください。
- ④ 消費税込の工事見積額(総額)を記載してください。(添付資料として提出された見積書のうち、低い金額の見積額と合致させること。)
- ⑤ 許可病床数を記載してください。
- ⑥ 防火管理者等の配置のために算定した、消防当局に報告等を行っている員数を記載してください。
消防当局に報告等を行っていない場合も、以下により算出(※)して記載してください。
小数点第2位を四捨五入のうえ、小数点第1位の数字までを記載。
(※)「医師・看護師等従業員数」、「病床の数」、「待合室の床面積の合計を3㎡で除した数」この3つを合算したもの。
- ⑦ 小数点第2位を四捨五入のうえ、小数点第1位の数字までを記載してください。
- ⑧ 医療機能情報提供制度において都道府県に報告している直近の数字を記載してください。(前年度の入院患者延べ数を、それぞれ暦日で除した数。)小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位の数字までを記載してください。
- ⑨ 午前2時時点において勤務する実職員数(申請日を基準にして直近1か月間における平均的な人数)を記載してください。
小数点第2位を四捨五入の上、小数点第1位の数字までを記載してください。
- ⑩・⑪ 主に採用されている構造や仕上げを選択してください。同程度の割合の構造が複数ある場合は、より危険性が高いと考えられる選択肢(非耐火・難燃)を選択してください。
- ⑫ 平成25年4月1日～平成26年3月31日の間に実施した回数
- ⑬ スプリンクラー補助については、棟ごとに申請を行います。よって、複数棟の申請を予定される場合は、棟毎の工事見積書を取得した上で、棟毎にそれぞれ補助申請額を算出して記載してください。※施設で合算しないようにしてください。
- ⑬・⑭ 消費税込の工事見積額(総額)を記載してください。(添付された中で、金額低い方の見積書の額と合致させてください。)

ス プ リ ン ク ラ ー 等 施 設 整 備 事 業 計 画 書

※収容人員の算定は、
1. 医師、看護師等従業員の数、
2. 病床の数、
3. 待合室の床面積の合計を3㎡で除した数
この3つを合算したもの。

計画年度	27年度
------	------

施設の種別(○をつける)			
有床診療所	病院	有床歯科診療所	助産所(入所施設を有する)
施設名	団体名(開設者)	所在地	
〇〇診療所	厚労 太郎	東京都千代田区111ー1	

棟内での設備状況
(申請時時点)を記載

棟内での設備状況
(申請時時点)を記載

棟内で設備状況
(申請時時点)を記載

1. 整備事業計画概要	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備)設置にかかる工事費又は工事請負費
整備事業期間	スプリンクラー等施設整備事業期間
	着工 平成 27 年 8 月 1 日 竣工 平成 28 年 10 月 1 日

棟全体における
延べ床面積

スプリンクラー設置対象となる
整備部分の状況(申請時時点)
を記載

2. スプリンクラー施設の整備 ※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 ※小数点第1位四捨五入	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッド 数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及び 避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	㎡	円	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A 〇〇診療所	1	200	5,000,000	10	40	280	内科	50	0	1	1	1	1	1	2
B															
C															

＜補助申請額＞ ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積(B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 5,000,000 円	200 ㎡	17,500円/㎡	3,500,000 円	3,500,000 円
B 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円
C 0 円	0 ㎡	17,500円/㎡	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備 ※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッド 数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患 者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及び 避難誘導標識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	㎡	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備	※上記と同様											
火災通報装置												

＜補助申請額＞

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	900,000 円	1,030,000 円	900,000 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

ス プ リ ン ク ラ ー 等 施 設 整 備 事 業 計 画 書

計画年度	27年度
------	------

施設の種別(○をつける)		
有床診療所	○ 病院	有床歯科診療所 助産所(入所施設を有する)
施 設 名	団 体 名 (開 設 者)	所 在 地
〇〇病院	医療法人〇〇会	東京都千代田区222-2

1. 整備事業計画概要

整 備 事 業 期 間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 内示後即着手	竣工 着工後約3ヶ月後

2. スプリンクラー施設の整備 ※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 ※小数点第1位四捨五入	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッ ド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全 体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	m ²	円	床	人	m ²	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A 〇〇病院A棟	1	2500	40,000,000	40	200	2800	外科	100	3	1	1	1	1	1	2
B 〇〇病院B棟	1	2000	35000000	30	180	2500	精神科	100	2	2	3	1	1	1	1
C 〇〇病院C棟	3	800	16000000	20	75	950	小児科	100	2	2	3	1	2	1	2

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 40,000,000 円	2,500 m ²	17,500円/m ²	43,750,000 円	40,000,000 円
B 35,000,000 円	2,000 m ²	17,500円/m ²	35,000,000 円	35,000,000 円
C 16,000,000 円	800 m ²	17,500円/m ²	14,000,000 円	14,000,000 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備 ※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設の ベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患 者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	m ²	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備												
火災通報装置												

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	0 円	1,030,000 円	0 円
火災通報装置	0 円	310,000 円	0 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積書を分けて提出すること

ス プ リ ン ク ラ ー 等 施 設 整 備 事 業 計 画 書

計画年度	27年度
------	------

施設の種別(○をつける)		
有床診療所	○ 病院	有床歯科診療所 助産所(入所施設を有する)
施 設 名	団 体 名 (開 設 者)	所 在 地
〇〇病院	医療法人〇〇会	東京都千代田区333―3

1. 整備事業計画概要

整 備 事 業 期 間	スプリンクラー等施設整備事業期間	
	着工 内示後即着手	竣工 着工後約1ヶ月後

2. スプリンクラー施設の整備 ※複数棟申請がある場合には棟名ごとに記載(行が不足する場合には適宜行を追加すること)

施設名 (棟名)	整備する スプリンクラー 等の種別	スプリンクラー 整備面積 ※小数点第1位四捨五入	対象経費の 実支出(予定) 額	病床数 (助産所にあつて は入所施設のベッ ド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院 患者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	1:通常型スプリンクラー 2:水道連結型スプリンクラー 3:パッケージ型自動消火設備	m ²	円	床	人	m ²	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
A															
B															
C															

<補助申請額> ※上記アルファベットの施設名(棟名)の申請額を各々記載すること(行が不足する場合には適宜追加すること)

スプリンクラー設置実支出(予定)額 (A)	対象整備面積 (B) ※小数点第1位四捨五入	基準単価 (C)	補助基準額 (D)=(B)×(C)	補助申請額 (A)・(D)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
A 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円
B 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円
C 0 円	0 m ²	17,500円/m ²	0 円	0 円

3. 自動火災報知設備及び火災通報装置の整備 ※複数棟所有の施設に関しては、病床数の最も多い棟を代表として下記事項を記載すること

補助区分	病床数 (助産所にあつては入所施設 のベッド数)	収容人員	延べ床面積 (施設(棟)全体)	主な診療科	一日平均入院患 者数 (直近の報告)	夜間の職員 実配置人数	棟の建築構造	内装の仕上げ	消火訓練及び 避難訓練の実 施回数	避難誘導灯及 び避難誘導標 識の有無	消火器の有無	自動火災報知 設備の有無
	床	人	m ²	〇〇科	人/日	人	1:耐火構造 2:準耐火構造 3:非耐火構造	1:不燃 2:準不燃 3:難燃 4:その他	回/年	1:有 2:無	1:有 2:無	1:有 2:無
自動火災報知設備	20	30	280	内科	50	1	1	1	1	1	1	2
火災通報装置	※上記と同様											

<補助申請額>

	対象経費の実支出(予定)額 (A)	基準額 (B)	補助申請額 (A)・(B)少ない方の額 ※千円未満端数切り捨て
自動火災報知設備	1,200,000 円	1,030,000 円	1,030,000 円
火災通報装置	250,000 円	310,000 円	250,000 円

(注)対象面積が読み取れる整備図面・対象経費の実支出予定額の根拠となる見積り書(工事内訳書含む)をあわせて提出すること
また補助区分(スプリンクラー(棟ごと)・自動火災報知設備・火災通報装置)ごとに整備図面・見積り書を分けて提出すること